

最高裁秘書第 577 号

令和 2 年 2 月 27 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



### 司法行政文書開示通知書

令和元年 1 月 27 日付け（令和 2 年 1 月 29 日受付、第 014660 号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

#### 記

##### 1 開示する司法行政文書の名称等

移転届（給付金）の認定について（片面で 2 枚）

##### 2 開示しないこととした部分とその理由

1 の文書には、個人識別情報（氏名等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第 5 条第 1 号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

##### 3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）

所長	局長	次長	経理課長	課長補佐	経理係長	経理係	所付	決裁区分
●	●	●	●	●	●	●	●	甲

起案	2. 1. 21
決裁	2. 1. 22

経理課経理係

移転届（給付金）の認定について  
標記の認定について、別添のとおり不支給としてよろしいか。

**【第72期司法修習生】**

次の移転届（給付金）については、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則  
第11条及び第12条に定める要件を具備していないため、不支給として取り扱う。

組・番号	氏名	理由	備考
[REDACTED]	[REDACTED]	私事移転	考試終了後の移転(移転日 [REDACTED])